

ネーミングライツに関する協定書（案）

国立大学法人愛媛大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する〇〇〇〇（以下、「本施設」という。）に係るネーミングライツ（命名権）に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、ネーミングライツに基づく愛称等の命名について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協定の有効期間及び愛称等の使用期間）

第2条 本協定の有効期間及び愛称等の使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日（以下「協定期間」という。）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定が終了した場合は、愛称等の使用についても同時に終了するものとする。

（ネーミングライツの愛称等）

第3条 本施設に付与する愛称等は、次のとおりとする。

〇〇〇〇〇〇〇〇

2 甲は、甲の定める規則等、組織内部における文書の記載等において正式名称を使用する場合を除き、前項の愛称等を使用し、当該愛称等の定着に努めるものとする。

3 協定期間において、乙は、原則として本協定における愛称等を変更することができない。ただし、本学が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（愛称等のサイン、看板等の設置）

第4条 乙は、本施設及び甲の敷地に設置されている名称表示、看板等（以下「サイン等」という。）について、愛称等に変更することを申し入れることができる。

2 前項に定める場合のほか、乙は甲と協議のうえ、本施設及び本学構内に新たにサイン等を設置することができるものとする。

3 前2項に定めるサイン等の具体的なサイズ、色彩、設置箇所及び掲示方法等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

4 第1項及び第2項に定めるサイン等の変更及び設置は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

5 第1項に定めるサイン等の所有権は甲に帰属し、第2項に定めるサイン等の所有権は、乙に帰属するものとする。

(愛称等のサイン等の管理)

第5条 愛称等のサイン等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担するものとし、愛称等のサイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

(その他の特典、付帯条件等)

第6条 甲は、甲乙協議のうえ、乙に対し、次の各号に掲げる特典を付与するものとする。

- (1) 甲は、本学の広報紙やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努めるものとする。
- (2) 乙は、本施設のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体で表示することができる。
- (3) 前号の場合、甲は乙に対し、愛称等並びに本施設の写真や映像等を使用することを認めるものとする。ただし、乙は本施設の写真や映像等を使用する際には、事前に文書により甲の了解を得なければならない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

2 前項各号に定める特典等の権利は、第三者への譲渡または転貸はできないものとする。

(ネーミングライツ料)

第7条 本協定に基づくネーミングライツ料は、年〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税は別途）とする。ただし、令和〇〇年度については、年〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税は別途）とする。

- 2 乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲の発する請求書により、甲の定める納入期限（原則として、当該年度の5月末）までに納付しなければならない。ただし、本協定締結年度分については、別に定める。
- 3 乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、乙は、指定した納入期限の翌日から甲が収納した日までの期間の日数に応じ、その未納額に民法第404条に規定する法廷利率を乗じて計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、本協定により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(協定期間満了及び更新)

第9条 乙は、本協定の更新を希望するときは、協定期間満了の6ヶ月前までにその旨を甲に通知するものとする。

- 2 前項に定める通知を甲が受領したときは、本協定の目的と同目的の新たな協定について、経済事情等諸般の事情を考慮し、甲乙が協議するものとする。
- 3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本協定は協定期間の末日をもって終了する。
- 4 前項の規定に基づき本協定を終了する場合は、乙は、協定期間の末日までに、サイン等を撤去し、その費用は乙が負担し、原状に回復するものとする。
- 5 前項のサイン等の撤去及び原状回復を乙が行わないときは、甲がサイン等を撤去及び原状回復し、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲及び乙は、本協定の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第2条第1項に定める協定期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちにこの協定を解除することができる。

- (1) 本協定の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 本協定に定める条項に違反したとき。
- (3) 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を著しく低下する行為を行ったとき。
- (4) 乙の役員・従業員・大株主その他の関係者による不正行為、反社会的行為などによって乙の社会的信用が著しく低下したとき。
- (5) その他上記に準じる事由によって乙の社会的信用が著しく低下し、本施設に愛称等を使用することが不相当になったとき。
- (6) 乙が、ネーミングライツ・パートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
- (7) 乙の事情等により愛称等の維持が困難となったとき。
- (8) 甲が実施する改修工事等により、愛称等の維持が困難となったとき。
- (9) 災害により、愛称等の維持が困難となったとき。

2 乙が前項第7号により、本協定を解除するときは、1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

3 第1項各号に定める協定解除が行われた場合のサイン等の撤去及び原状回復については、前条第4項及び第5項の規定を適用する。

(ネーミングライツ料の返還)

第11条 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づく甲の申し入れにより、協定が解除された場合及び同条第1項第3号から第7号までの規定により協定が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

2 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づく乙の申し入れにより、協定が解除された場合及び同条第1項第8号及び第9号により、本協定が終了した場合、甲は、既に支払われたネーミングライセンス料のうち未履行分について、月割りにより計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。

(協定の変更)

第12条 甲及び乙は、協定期間中に重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、協定内容を変更することができるものとする。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本協定の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、協定内容を変更することができる。

(知的財産権)

第13条 乙が、本協定における愛称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合には、乙は、甲がこれを本施設の使用又は甲の通常の事業に必要な範囲で、無償で使用することを認めるものとする。

2 前項に定める以外の知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別に定める。

3 愛称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 愛称等のサイン等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む。）を直ちに支払うものとする。

(損害賠償)

第14条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本協定を履行しないため又は履行に瑕疵があり相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、業務の実施に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）をみだりに他者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有するものとする。

(管轄裁判所)

第 16 条 本協定に関する訴えについては、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等に関する協議)

第 17 条 本協定の内容に関し、協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙の協議により誠意をもって解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市文京町 3 番
国立大学法人愛媛大学
学 長 仁 科 弘 重

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○○○